

介護保険負担限度額の制度について (R3.8～)

所得の低い人が施設サービスやショートステイを利用したときに、居住費・食費の負担が重くなりすぎないように、設けられた制度です。

1. 対象となる人は・・・

利用者負担段階の第1段階から第3段階②までの方が対象となります。第4段階の方の居住費・食費の額は、施設との契約により定められます。

利用負担段階	所得などの状況
第1段階	・生活保護者、世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・預貯金等が単身1000万円以下、夫婦2000万円以下
第2段階	・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下 ・預貯金等が単身650万円以下、夫婦1650万円以下
第3段階①	・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下 ・預貯金等が単身550万円以下、夫婦1550万円以下
第3段階②	・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等120万円超 ・預貯金等が単身500万円以下、夫婦1500万円以下
第4段階 (対象外)	・世帯に町民税課税者がいる、または本人が町民税課税者

2. 対象となるサービスは・・・

次の施設を利用したときの居住費と食費が対象となります。グループホーム・小規模多機能型居宅介護などの居住費（滞在費）・食費や、通所サービスの食費は対象外です。

- ①特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） ②介護老人保健施設
③介護療養型医療施設 ④ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）

3. 負担限度額について

負担限度額とは、利用者が負担する居住費（滞在費）・食費の上限額のことです。利用者負担段階ごとに1日あたりの額が下の表のとおり定められています。

利用者負担額	居住費等					食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室 (特養)	従来型個室 (老健・ 療養)	多床室	施設 サービス	ショート ステイ
第1段階	820円	490円	320円	490円	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	420円	490円	370円	390円	600円
第3段階①	1310円	1310円	820円	1310円	370円	650円	1000円
第3段階②	1310円	1310円	820円	1310円	370円	1360円	1300円
基準費用額	2006円	1668円	特養 1171円	1171円	855円	1445円	1445円
			老健 1668円	1668円	377円		

※ 基準費用額は施設における平均的な費用を勘案して国が定めた費用額です。施設によっては、利用者負担額が基準費用額と異なる場合があります。

4. 認定を受けたら・・・

「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。サービスを利用するときにこの認定証を施設に提示することで、負担限度額の範囲内の自己負担となります。

認定証の有効期限は、申請日の属する月の初日から申請日以後最初の7月31日までとなります。